## 参考資料

### 1 参考指標

参考指標は、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な指標として、以下の8項目を設定し、次回意識調査の際に結果を公表し、次期プラン策定のための参考とします。

基本目標	参考指標	令和元年度実績値
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する 市民意識の割合	29.9%
I	「家庭生活では男性優位になっている」と思う 市民意識の割合	55.5%
1	「職場では男性優位になっている」と思う 市民意識の割合	66.3%
	「地域社会では男性優位になっている」と思う 市民意識の割合	40.1%
	管理職に占める女性の割合が30%以上である 事業所の割合	18.4%
П	男性の育児休業者がいた事業所の割合	4.5%
	ワーク・ライフ・バランスを重要視している 事業所の割合	67.9%
Ш	配偶者からの暴力の相談窓口があることについての認知度	27.6%



### 2 「第5次たかまつ男女共同参画プラン」策定経過

年月日	会 議 等	内容
平成30年 8月7日	平成30年度 第1回 高松市男女共同参画推進懇談会	・会長・副会長の選任について ・会議の公開について ・たかまつ女性活躍促進事業の平成29年度実 績及び30年度実施予定について ・第4次たかまつ男女共同参画プランの平成 29年度における進捗状況について ・次期たかまつ男女共同参画プランの策定に ついて 「国の計画との整合性を図るため、第4次 たかまつ男女共同参画プランの計画期間の 終期を令和元年度から令和2年度に延長し た。]
令和元年 9月25日	令和元年度 第 1 回 高松市男女共同参画推進懇談会	・たかまつ女性活躍促進事業の平成30年度実績及び令和元年度実施予定について ・第4次たかまつ男女共同参画プランの平成30年度における進捗状況について ・第4次たかまつ男女共同参画プラン令和2年度の目標値の設定について ・次期たかまつ男女共同参画プランの策定及び令和元年度男女共同参画に関する意識調査について
10月16日 ~10月31日	アンケート調査	<ul><li>市民生活意識調査 2,400人</li><li>事業所実態調査 1,000事業所</li><li>市民団体等実態調査 100団体</li></ul>
令和2年 2月16日	第5次たかまつ男女共同参画プラン (仮称) 策定におけるワールド・カフェ	<ul> <li>・「第5次たかまつ男女共同参画プラン(仮称)」策定に当たり、市民から意見を聴取○参加者         一般公募、企業からの推薦者、市民活動団体等からの推薦者、大学生等、市職員(計56人)         ○ファシリテーター高松太田社労士事務所代表谷川由紀氏         ペプログラム&gt;         【テーマ1】         多様性とワーク・ライフ・バランス         【テーマ2】         だれもが安心して暮らせるためには     </li> </ul>

年月日	会 議 等	内 容
令和2年 10月21日	令和2年度 第1回 高松市男女共同参画推進懇談会	・会長・副会長の選任について ・たかまつ女性活躍促進事業の令和元年度実 績及び令和2年度実施予定について ・第4次たかまつ男女共同参画プランの令和 元年度における進捗状況について ・第4次たかまつ男女共同参画プランの計画 期間延長について [県プランとの整合性を図るため、第4次た かまつ男女共同参画プランの計画期間の終 期を令和2年度から令和3年度に延長し た。]
令和3年 5月17日	令和3年度 第1回 高松市男女共同参画推進懇談会	・第5次たかまつ男女共同参画プラン(仮 称)骨子案について
10月11日	令和3年度 第2回 高松市男女共同参画推進懇談会	・たかまつ女性活躍促進事業の令和2年度実 績及び令和3年度実施予定について ・第4次たかまつ男女共同参画プランの令和 2年度における進捗状況について ・第5次たかまつ男女共同参画プラン(仮 称)素案について

·\$··\*··\$··\*·\*·\*·\*·\*·\*·\*

#··×··\*··\*··\*··\*··\*··\*··

### 3 高松市男女共同参画推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画を推進するため、高松市男女共同参画推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(意見聴取事項等)

- 第2条 市長は、次に掲げる事項について懇談会から意見を聴取するものとする。
  - (1) 本市における男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 本市における男女共同参画施策の取組状況に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項
- 2 懇談会は、前項の規定に基づく懇談のほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第27条第1項の規定に基づく協議会として、同条第4項に規定する協議を行う。

(組織)

- 第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 本市の区域内の公共的団体等の代表者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)

- 第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。
- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

፟ቇ··×··፟ቑ··×··፟ቑ··×··ቑ··×··ቑ··×··ቑ··×··ቑ··×··ቑ··×··ቑ··×··ቑ··×··ቑ··×··ቑ··×··ቑ

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (庶務)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

第7条 懇談会の庶務は、市民政策局男女共同参画・協働推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

### 高松市男女共同参画推進懇談会委員名簿

(令和4年3月現在)

区分		氏	名		役 職 等	
会長	柴	$\blacksquare$	潤	子	香川大学法学部教授 香川大学男女共同参画推進室長	
副会長	春	В	あけ	ナみ	高松人権擁護委員協議会男女共同参画委員会委員長	
	石	JII	恵身	美子	高松市婦人団体連絡協議会	
	岩	﨑	敬	子	高松商工会議所女性会	
	加	藤	創	_	香川県弁護士会所属弁護士	
	高	橋	_	成	高松市コミュニティ連合会副会長	
	谷	JII	ф	紀	公募委員	
委員	樽	谷	佳	樹	高松市 PTA 連絡協議会顧問	
(50音順)	徳	倉	康	之	株式会社ファミーリエ代表取締役 NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事	
	仁	賀	順	子	公募委員	
	藤	澤	美	奈	高松市民間保育所共励会 さんさん保育園園長	
	藤		絢	子	日本労働組合総連合会香川県連合会執行委員	
	藤	本	Œ	廣	公募委員	
	松	村	惠	子	香川県立保健医療大学教授	

(敬称略)

### 5 男女共同参画のあゆみ

年	世界	日本	香川県	高 松 市
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	• 「婦人問題企画推進本部」設置 • 「婦人問題企画推進本部会議」開催		
昭和51年 (1976年)	• 「国連婦人の10年」 (~1985)	• 民法一部改正 (離婚後 の姓の選択自由)		
昭和52年 (1977年)		• 「国内行動計画」策定		
昭和54年 (1979年)	•国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」 採択			
昭和55年 (1980年)	• 「国連婦人の10年」中 間年世界会議 (コペンハーゲン)	• 「女子差別撤廃条約」 署名		
昭和56年 (1981年)	• 「女子差別撤廃条約」 発効	• 「国内行動計画後期重 点目標」策定		
昭和57年 (1982年)			• 「香川県婦人行動計画」 策定	
昭和60年 (1985年)	• 「国連婦人の10年」世界会議(ナイロビ) 「西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略」採択	• 「男女雇用機会均等法」公布(S61年施行) • 「女子差別撤廃条約」 批准		
昭和61年 (1986年)				• 「市民部市民生活課婦 人係」設置 • 「高松市女性行政推進 連絡会」設置
昭和62年 (1987年)		・「西暦2000年に向け ての新国内行動計画」 策定		
昭和63年 (1988年)			・「香川女性のための新行動計画」策定	•「高松市女性行動計画」 策定

年	世界	日本	香川県	高松市
平成2年 (1990年)				<ul><li>「日本女性会議'90 たかまつ」開催 (市制施行100周年記 念事業)</li></ul>
平成3年 (1991年)		<ul><li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定</li><li>「育児休業法」公布(H4年施行)</li></ul>		
平成4年 (1992年)			<ul><li>「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」策定</li><li>「民生部婦人児童課女性対策推進室」設置</li></ul>	•「市民部女性企画課」 設置
平成5年 (1993年)	<ul><li>世界人権会議 (ウィーン)</li><li>国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li></ul>	• 「パートタイム労働法」 公布、施行		
平成6年 (1994年)		<ul><li>「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」 設置</li><li>「男女共同参画推進本 部」設置</li></ul>		• 「第2次高松市女性行動計画」策定(H10改定)
平成7年 (1995年)	<ul><li>「第4回世界女性会議」 (北京) 「北京宣言及び行動綱 領」採択</li></ul>	・「育児休業法」改正 (「育児・介護休業法」) ・「ILO156号条約」(家 族的責任を有する男 女労働者の機会及び 待遇の均等に関する 条約)批准		• 「高松市女性センター」 (愛称:サンフリー高 松)開館
平成8年 (1996年)		・「男女共同参画2000年 プラン」策定	• 「香川県男女共同参画推進本部」,生活環境部青少年女性課女性政策室」設置	• 「高松市男女共同参画 推進本部」設置
平成9年 (1997年)		・「男女共同参画審議会 設置法」公布・施行 ・「男女雇用機会均等法」 改正(H11施行) ・「育児・介護休業法」 改正(H11施行)	• 「男女共同参画社会へ 向けての香川行動計 画」改定	• 「男女共同参画都市 宣言」
平成11年 (1999年)		• 「男女共同参画社会基本法」公布、施行		
平成12年 (2000年)	<ul><li>国連特別総会「女性 2000年会議」 (ニューヨーク) 「政治宣言及び成果文 書」採択</li></ul>	・「男女共同参画基本計 画」策定 ・「ストーカー規制法」 公布、施行	<ul><li>「生活環境部青少年女性課男女共同参画推進室」設置</li><li>内閣府と共催で「男女共同参画フォーラム」実施</li></ul>	

年	世界	日 本	香川県	高 松 市
平成13年 (2001年)		「男女共同参画会議」 設置      「男女共同参画局」 設置      「配偶者暴力防止法」 公布、施行      「育児·介護休業法」 改正      第1回男女共同参画 週間	<ul><li>「香川県男女共同参画 推進委員会」設置</li><li>「かがわ男女共同参画 プラン」策定</li></ul>	•「第12回男女共同参画全国都市会議2001たかまつ」開催 (市制施行111周年記念事業)
平成14年 (2002年)			<ul> <li>「香川県男女共同参画推進条例」施行</li> <li>「政策部青少年・男女共同参画課」設置</li> <li>「配偶者暴力相談支援センター」、「香川県男女共同参画審議会」、「男女共同参画相談室」、「かがわ男女共同参画推進員」設置</li> </ul>	<ul><li>「たかまつ男女共同参 画プラン」策定</li></ul>
平成15年 (2003年)		<ul><li>男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</li><li>「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li></ul>	• 「総務部青少年·男女 共同参画課」設置	
平成16年 (2004年)		<ul> <li>「配偶者暴力防止法」 改正、施行</li> <li>「配偶者暴力防止法に 基づく基本方針」策定</li> <li>「育児・介護休業法」 改正(H17施行)</li> </ul>		
平成17年(2005年)	・第49回国連婦人の地 位委員会「北京+10」 (ニューヨーク)	•「第2次男女共同参画基本計画」策定		
平成18年 (2006年)		• 「男女雇用機会均等法」 改正(H19施行)	<ul><li>「かがわ男女共同参画 プラン(後期計画)」策定</li><li>「香川県配偶者暴力防 止及び被害者支援計 画」策定</li><li>「かがわ男女共同参画 プラザ」設置</li></ul>	<ul><li>「高松市男女共同参画 センター」に名称変更 (旧:女性センター)</li><li>「市民部地域振興課男 女共同・市民参画室」 を設置</li></ul>

年	世界	日本	香川県	高松市
平成19年 (2007年)		・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バ ランス)憲章」及び「仕 事と生活の調和推進 のための行動指針」策 定 ・「配偶者暴力防止法」 改正(H20施行)	• 「総務部県民活動・男 女共同参画課」設置	• 「たかまつ男女共同参 画プラン (改定版) 」策 定
平成20年 (2008年)		<ul> <li>「女性の参加加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> <li>「次世代育成支援対策推進法」改正(H21年施行)</li> <li>「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」改定</li> <li>「育児・介護休業法」改正(H22施行)</li> </ul>		• 「市民政策部企画課男 女共同参画推進室」を 設置
平成22年 (2010年)	• 第54回国連婦人の地 位委員会(北京+15) 宣言と決議を採択 (ニューヨーク)	・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バ ランス)憲章」及び「仕 事と生活の調和推進 のための行動指針」改 定 ・「第3次男女共同参画 基本計画」策定		
平成23年 (2011年)	• UN Women正式発足		<ul><li>「第2次かがわ男女共同参画プラン」策定</li><li>「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定</li></ul>	
平成24年 (2012年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「「女性の活躍促進に よる経済活性化」行動 計画」策定		• 「第 3 次たかまつ男女 共同参画プラン」策定
平成25年 (2013年)		・若者・女性活躍推進 フォーラム提言 ・「配偶者暴力防止法」 改正(H26施行)		
平成26年 (2014年)	・第58回国連婦人の地 位委員会「自然災害に おけるジェンダー平 等と女性のエンパワ ーメント」決議案採択	• 「次世代育成支援対策 推進法」改正・施行		
平成27年 (2015年)	<ul> <li>第59回国連婦人の地位委員会(「北京」+20)記念会合(ニューヨーク)</li> <li>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択</li> </ul>	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・一部施行(H28施行) ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	<ul><li>「政策部男女参画・県 民活動課」設置</li><li>「第3次かがわ男女共 同参画プラン」策定</li></ul>	

年	世界	日本	香川県	高松市
平成28年 (2016年)		<ul> <li>「男女雇用機会均等法」 改正(H29施行)</li> <li>「育児・介護休業法」 改正(H29施行)</li> <li>「ストーカー規制法」 改正(H29施行)</li> </ul>	• 「第3次香川県配偶者 暴力防止及び被害者 支援計画」策定	<ul><li>「第4次たかまつ男女 共同参画プラン」策定</li><li>「男女共同参画センタ 一」移転</li></ul>
平成29年 (2017年)	・第61回国連女性の地位委員会「職場におけるセクシュアル・ハラスメント解消」決議案採択	• 刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)・施行	• 「かがわ働く女性活躍 推進計画」策定	
平成30年(2018年)		<ul> <li>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行</li> <li>「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布(H31、R2施行)</li> </ul>		• 「市民政策局男女共同 参画・協働推進課」を 設置
平成31年 令和元年 (2019年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正(R2、R4施行) ・「配偶者暴力防止法」 改正(R2施行) ・「育児・介護休業法」 改正(R3施行)		
令和2年 (2020年)	・第64回国連女性の地位委員会「第4回世界女性会議から25周年を迎えるに当たっての政治宣言」決議案採択	• 「第5次男女共同参画 基本計画」策定		
令和3年 (2021年)		・「政治分野における男 女共同参画推進に関 する法律」改正・施行 ・「育児・介護休業法」 改正(R4、R5施行) ・「ストーカー規制法」 改正・施行	<ul><li>「第4次かがわ男女共同参画プラン」策定</li><li>「第4次香川配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定</li></ul>	
令和4年 (2022年)				• 「第 5 次たかまつ男女 共同参画プラン] 策定

### 6 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関す る基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二 十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と 法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向け た様々な取組が、国際社会における取組とも連動 しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努 力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟 化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応し ていく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつ つ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その 個性と能力を十分に発揮することができる男女共 同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活

発 令: 平成11年6月23日法律第78号 最終改正: 平成11年12月22日法律第160号

力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、 男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を 明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め ることにより、男女共同参画社会の形成を総合 的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人 としての尊厳が重んぜられること、男女が性別 による差別的取扱いを受けないこと、男女が個 人として能力を発揮する機会が確保されること その他の男女の人権が尊重されることを旨とし て、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、 社会における制度又は慣行が、性別による固定 的な役割分担等を反映して、男女の社会におけ る活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす ことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女 共同参画社会の形成についての基本理念(以下 「基本理念」という。)にのっとり、男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改 善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、 及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施 策に準じた施策及びその他のその地方公共団体

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施 する責務を有する。

(国民の責務)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画 社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策についての報 告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を 明らかにした文書を作成し、これを国会に提出 しなければならない。
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計 画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を 聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を 勘案して、当該都道府県の区域における男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策について の基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画 計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的 に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策を総合的かつ計画的に推進するため に必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府 県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の 区域における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策についての基本的な計画(以下「市 町村男女共同参画計画」という。)を定めるよ うに努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画 社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を 策定し、及び実施するに当たっては、男女共同 参画社会の形成に配慮しなければならない。 (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を 通じて、基本理念に関する国民の理解を深める よう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

ቇ፦ x · · ፟፟ቑ፦ x x · · ፟ቑ፦ x x · · ፟ቑ፦

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

- \* - - 秦 - - \* - - 秦

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第 三項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及 び関係各大臣に対し、意見を述べること。
  - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の実施状況を監視し、及び 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼ す影響を調査し、必要があると認めるときは、 内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を 述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内 をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充て る。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充て る。
  - 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見 を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命 する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数

の十分の四未満であってはならない。

- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。 (議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、 二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に 必要があると認めるときは、前項に規定する者 以外の者に対しても、必要な協力を依頼するこ とができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の 組織及び議員その他の職員その他会議に関し必 要な事項は、政令で定める。

附 則

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (男女共同参画審議会設置法の廃止)
- 第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法 律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画 審議会設置法(以下「旧審議会設置法」とい う。)第一条の規定により置かれた男女共同参 画審議会は、第二十一条第一項の規定により置 かれた審議会となり、同一性をもって存続する ものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四

条第一項の規定により任命された男女共同参画 審議会の委員である者は、この法律の施行の日 に、第二十三条第一項の規定により、審議会の 委員として任命されたものとみなす。この場合 において、その任命されたものとみなされる者 の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同 日における旧審議会設置法第四条第二項の規定 により任命された男女共同参画審議会の委員と しての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五 条第一項の規定により定められた男女共同参画 審議会の会長である者又は同条第三項の規定に より指名された委員である者は、それぞれ、こ の法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定 により審議会の会長として定められ、又は同条 第三項の規定により審議会の会長の職務を代理 する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕

- 附 則〔平成——年七月—六日法律第一〇二号抄〕 (施行期日)
- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 [平成一三年一月六日] から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 〔略〕
  - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において 次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、 委員その他の職員である者(任期の定めのない

者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一~十 〔略〕

巻・・ \* ・・・・・・ \* ・・ \* ・ ・ \* ・ ・ \* ・ ・ \* ・ ・ \* ・ ・ \* ・ ・ \* ・ ・ \* ・ ・ \* ・ ・ \* ・ ・ \* ・ ・ \* ・ ・ \* ・ ・ \* ・

十一 男女共同参画審議会

十二~五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

- 第三十条 第二条から前条までに規定するものの ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措 置は、別に法律で定める。
- 附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕 (施行期日)
- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

# 7 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 --第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法 の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の 実現に向けた取組が行われている。ところが、配 偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大 な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済 が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配 偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であ り、経済的自立が困難である女性に対して配偶者 が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女 平等の実現の妨げとなっている。このような状況 を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るた めには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保 護するための施策を講ずることが必要である。こ のことは、女性に対する暴力を根絶しようと努め ている国際社会における取組にも沿うものである。 ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保 護、自立支援等の体制を整備することにより、配 偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るた め、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

発 令: 平成13年4月13日法律第31号 最終改正: 令和元年6月26日法律第46号

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出を していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていな いが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、 事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むも のとする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)
- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務 大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五 項において「主務大臣」という。)は、配偶者か らの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に 関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一 項及び第三項において「基本方針」という。)を 定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、 次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の

- 2 - - 操 - - 2 - - 操 - - 2 - - 操 - - 2 - - 操 - - 2 - - 操

市町村基本計画の指針となるべきものを定めるも のとする。

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更 しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関 の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該 都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護のための施策の実施に関する基本的な 計画(以下この条において「都道府県基本計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本 方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、 当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護のための施策の実施に関する基本的 な計画(以下この条において「市町村基本計画」 という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は 市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人 相談所その他の適切な施設において、当該各施設 が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果 たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる 業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応 ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関 を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的 又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこ と。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、 就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の 利用等について、情報の提供、助言、関係機関と の連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、 情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援 助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他 の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要 な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者 の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに 当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾 病にかかったと認められる者を発見したときは、 その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官 に通報することができる。この場合において、そ の者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示 罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、 前二項の規定により通報することを妨げるものと 解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに 当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾 病にかかったと認められる者を発見したときは、 その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の

利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護について の説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に 関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応 じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配 偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容につ いて説明及び助言を行うとともに、必要な保護を 受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長 (道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面 については、方面本部長。第十五条第三項におい て同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を 受けている者から、配偶者からの暴力による被害 を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出が あり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶 者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委 員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら 防止するための措置の教示その他配偶者からの暴 力による被害の発生を防止するために必要な援助 を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ∳ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十 五号)に定める福祉に関する事務所(次条におい て「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和 二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和 二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号) その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者 (配偶者からの身体に対する暴力又 は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に 対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以 下この章において同じ。)を受けた者に限る。以 下この章において同じ。)が、配偶者からの身体 に対する暴力を受けた者である場合にあっては配 偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者から の身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚 をし、又はその婚姻が取り消された場合にあって は、当該配偶者であった者から引き続き受ける身 体に対する暴力。第十二条第一項第二号において 同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅 迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受 ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対 する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又は その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配 偶者であった者から引き続き受ける身体に対する 暴力。同号において同じ。)により、その生命又 は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項 を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシ

ミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを 送信すること。

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午 前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装 置を用いて送信し、又は電子メールを送信するこ と。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪 の情を催させるような物を送付し、又はその知り 得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的 羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、 若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者が その成年に達しない子(以下この項及び次項並び に第十二条第一項第三号において単に「子」とい う。)と同居しているときであって、配偶者が幼 年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行ってい ることその他の事情があることから被害者がその 同居している子に関して配偶者と而会することを 余儀なくされることを防止するため必要があると 認めるときは、第一項第一号の規定による命令を 発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立 てにより、その生命又は身体に危害が加えられる ことを防止するため、当該配偶者に対し、命令の 効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効 力が生じた日から起算して六月を経過する日まで の間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本 拠としている住居を除く。以下この項において同 じ。)、就学する学校その他の場所において当該子 の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学す る学校その他その通常所在する場所の付近をはい かいしてはならないことを命ずるものとする。
  - かいしてはならないことを命ずるものとする。 ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その 同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が 被害者の親族その他被害者と社会生活において密 接な関係を有する者(被害者と同居している子及 び配偶者と同居している者を除く。以下この項及 び次項並びに第十二条第一項第四号において「親 族等」という。) の住居に押し掛けて著しく粗野 又は乱暴な言動を行っていることその他の事情が あることから被害者がその親族等に関して配偶者 と面会することを余儀なくされることを防止する ため必要があると認めるときは、第一項第一号の 規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所 は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に 危害が加えられることを防止するため、当該配偶 者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規 定による命令の効力が生じた日から起算して六月 を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該 配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。 以下この項において同じ。)その他の場所におい て当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族 等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の 付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの とする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳 未満の子を除く。以下この項において同じ。)の 同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後 見人である場合にあっては、その法定代理人の同 意)がある場合に限り、することができる。 (管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに 係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がな いとき又は住所が知れないときは居所)の所在地 を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の 各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- ー 申立人の住所又は居所の所在地

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ∳ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴

カ又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、 又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及び その事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時 及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置 の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項 第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場 合には、申立書には、同項第一号から第四号まで

に掲げる事項についての申立人の供述を記載した 書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号) 第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付 しなければならない。

(迅速な裁判)

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件 については、速やかに裁判をするものとする。 (保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち 会うことができる審尋の期日を経なければ、これ を発することができない。ただし、その期日を経 ることにより保護命令の申立ての目的を達するこ とができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに 掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当 該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署 の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保 護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措 置の内容を記載した書面の提出を求めるものとす る。この場合において、当該配偶者暴力相談支援 センター又は当該所属官署の長は、これに速やか に応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、 理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論 を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示 せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は 相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日に おける言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速 やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居 所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通 知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同 条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の 停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による 命令を取り消す場合において、同条第二項から第 四項までの規定による命令が発せられているとき は、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなけれ ばならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護 命令について、第三項若しくは第四項の規定によ りその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所が これを取り消したときは、裁判所書記官は、速や かに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶 者暴力相談支援センターの長に通知するものとす る。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合 並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合に ついて準用する。

(保護命令の取消し)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規 定による命令を発した裁判所が前項の規定により 当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
- (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が 発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理

♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

由となった身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による 命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、 配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居 しようとする被害者がその責めに帰することので きない事由により当該発せられた命令の効力が生 ずる日から起算して二月を経過する日までに当該 住居からの転居を完了することができないことそ の他の同号の規定による命令を再度発する必要が あると認めるべき事情があるときに限り、当該命 令を発するものとする。ただし、当該命令を発す ることにより当該配偶者の生活に特に著しい支障 を生ずると認めるときは、当該命令を発しないこ とができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。(事件の記録の閲覧等)
- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局 の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人が その職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、 捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項におい て「職務関係者」という。)は、その職務を行う に当たり、被害者の心身の状況、その置かれてい る環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等 を問わずその人権を尊重するとともに、その安全 の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければ ならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教 育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害 者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健 康を回復させるための方法等に関する調査研究の 推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資 質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を 行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努 めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を 支弁しなければならない。
- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務 を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲 げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する 婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する 婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなけ ればならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都 道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の うち、同項第一号及び第二号に掲げるものについ ては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費 用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用 第五章の二 補則

(この法律の準用)

·육··· # · · · ·육·· · # · · # · · · # · · · # · · · # · · · # · · · # · · # · · # · · # · · # · · # · · # · · #

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章ま での規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関 係における共同生活に類する共同生活を営んでい ないものを除く。) をする関係にある相手からの 暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴 力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対 する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解 消した場合にあっては、当該関係にあった者から 引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及 び当該暴力を受けた者について準用する。この場 合において、これらの規定中「配偶者からの暴 力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係 にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の 表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え るものとする。

第二条	被害者	被害者(第二 十八年の二 規定する関係 にあの暴力をの けた者をいう。 以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する 相手又は同条 に規定する 係にある相手 であった者
第かで第第第ので発明である。二十第四第一号ので第第第十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十	配偶者	第二十八条の 二に規定する 関係にある相 手
第十条第一項	離婚をし、又 はその婚姻が 取り消された 場合	第二十八条の 二に規定する 関係を解消し た場合

### 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。ただし、第二章、第六 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限 る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施 行後三年を目途として、この法律の施行状況等を 勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必 要な措置が講ぜられるものとする。

- 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号) (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。

#### (経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。) 第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

- 第三条 新法の規定については、この法律の施行後 三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置 が講ぜられるものとする。
- 附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

#### 

- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定定 平成二十六年十月一日
- 附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の 施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討等)

- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行 後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定す る配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会にお

ける更生のための指導及び支援の在り方について 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講 ずるものとする。 8 女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律

- 操 - - 2 - - 操 - - 2 - - 操 - - 2 - - 操 - - 2 - - 操 - - 2 - - 操

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則 (第三十条—第三十三条)

第六章 罰則 (第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職 業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性 と能力を十分に発揮して職業生活において活躍す ること(以下「女性の職業生活における活躍」と いう。)が一層重要となっていることに鑑み、男 女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八 号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活にお ける活躍の推進について、その基本原則を定め、 並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明ら かにするとともに、基本方針及び事業主の行動計 画の策定、女性の職業生活における活躍を推進す るための支援措置等について定めることにより、 女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に 推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急 速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その 他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力 ある社会を実現することを目的とする。

発 令:平成27年9月4日法律第64号 最終改正:令和元年6月5日法律第24号

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、 本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性 の職業生活における活躍の推進についての基本原 則 (次条及び第五条第一項において「基本原則」 という。) にのっとり、女性の職業生活における

\$ · · × · · \$ · · × · · \$ · · × · · \$ · · × · · \$ · · × · · \$ · · × · · \$ · · × · · \$ · · × · · \$ · · × · · \$

活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業 生活における活躍の推進に関する施策を総合的か つ一体的に実施するため、女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方 針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基 本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施 策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するため の支援措置に関する事項
  - □ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に 関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活に おける活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しな ければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都 道府県の区域内における女性の職業生活における 活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を 定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は 市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣 は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組を総合的かつ効果的に実施すること ができるよう、基本方針に即して、次条第一項に 規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項 に規定する特定事業主行動計画(次項において 「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関す る指針(以下「事業主行動計画策定指針」とい う。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者

- の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の 規定による届出をした一般事業主からの申請に基 づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該 事業主について、女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況 が優良なものであることその他の厚生労働省令で 定める基準に適合するものである旨の認定を行う ことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下 [認

定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商 品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付 してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の 各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定 を取り消すことができる。
- 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反した とき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。 (基準に適合する認定一般事業主の認定)
- 第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの 申請に基づき、厚生労働省令で定めるところによ り、当該事業主について、女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施 し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を 達成したこと、雇用の分野における男女の均等な 機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七 年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務 を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 三年法律第七十六号) 第二十九条に規定する業務 を担当する者を選任していること、当該女性の職 業生活における活躍の推進に関する取組の実施の 状況が特に優良なものであることその他の厚生労 働省令で定める基準に適合するものである旨の認 定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下 「特例認定一般事業主」という。)については、 第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定める ところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業 生活における活躍の推進に関する取組の実施の状 況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が 次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条 の認定を取り消すことができる。
- ー 第十一条の規定により第九条の認定を取り消す とき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと 認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は 虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。 (委託募集の特例等)
- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に 規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、 同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集 に従事しようとするときは、厚生労働省令で定め るところにより、募集時期、募集人員、募集地域 その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省 令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければ ならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定はよる届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の

- 推進に関する法律第十六条第四項の規定による届 出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、 同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業 務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」 と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の 三の規定の適用については、同法第三十六条第二 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をし て労働者の募集に従事させようとする者がその被 用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十 二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」 とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第 十六条第四項の規定による届出をして労働者の募 集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、 第二項の相談及び援助の実施状況について報告を 求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

### (一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長 又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特 定事業主」という。)は、政令で定めるところによ り、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業 主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生 活における活躍の推進に関する取組に関する計画 をいう。以下この条において同じ。)を定めなけ ればならない。

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取

組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報 の公表)
- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、 厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を 営み、又は営もうとする女性の職業選択に資する よう、その事業における女性の職業生活における 活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しな ければならない。
- その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者 に対する職業生活に関する機会の提供に関する実 績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との 両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、 その事業における女性の職業生活における活躍に 関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の 公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両 立に資する勤務環境の整備に関する実績
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を 推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、 創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努め るものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍 を推進するため、前項の措置と相まって、職業生 活を営み、又は営もうとする女性及びその家族そ の他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介 その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を 講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者 又は当該事務に従事していた者は、正当な理由な く、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしては ならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に関する地方公共団体の施策を支援するため に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう 努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発 金融公庫その他の特別の法律によって設立された 法人であって政令で定めるものをいう。)の役務 又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意 しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主そ の他の女性の職業生活における活躍に関する状況 又は女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項にお いて「認定一般事業主等」という。)の受注の機会 の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般

事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策 を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に資するよう、国内外における 女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組 に関する情報の収集、整理及び提供を行うものと する。

(協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性 の職業生活における活躍の推進に関する事務及び 事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この 条において「関係機関」という。)は、第二十二 条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第 二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係 る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者

♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下 この項において「関係機関等」という。)が相互 の連絡を図ることにより、女性の職業生活におけ る活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等 の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応 じた女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会 の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協 議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはな らない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の 組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定め る。

### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し 必要があると認めるときは、第八条第一項に規定 する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例 認定一般事業主である同条第七項に規定する一般 事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若 しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

歯・・ #・・ 轡・・ #・・ 轡・・ #・・轡・・ #・・ 轡・・ #・・ 轡・・ #・ ・ 響・・ #・ ・ 響・・ #・

(権限の委任)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法 律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

- 第三十四条 第十六条第五項において準用する職業 安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止 の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏ら した者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第 三十七条第二項の規定による指示に従わなかった 者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第 三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第 五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽 の報告をした者

- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第 五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を 拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して 答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第 五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした 者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又 は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に 処する。

附 則 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限 り、その効力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務 に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘 密については、同条第四項の規定(同項に係る罰 則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項 に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適

用については、この法律は、第一項の規定にかか わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を 有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもの のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

- 第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 附 則〔平成二九年三月三一日法律第一四号抄〕 (施行期日)
- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
- 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改

正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に 改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働 者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法 律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項 の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五ま で、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項 及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の 項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第 二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規 定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除 く。)の規定 平成三十年一月一日

#### (罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第三十五条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め る。
- 附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕 (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を 超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
  - (令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)
- 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超 えない範囲内において政令で定める日 (令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から 施行)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則 の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

- 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 9 用語解説

### 【あ行】

### 【アウトリーチ】

援助が必要な本人からの要請がない場合で も、支援者から積極的にサポートすること。

### 【一般事業主行動計画】

一般事業主行動計画は、定められた行動計 画策定指針に沿って事業主が策定するもので あり、次世代育成支援対策推進法に基づく計 画と女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律(女性活躍推進法)に基づく計画が ある。女性活躍推進法に基づく計画は、女性 の職業生活における活躍の推進に関する取組 のための行動計画であり、常時雇用する労働 者の数301人以上の事業主は、策定及び女性 活躍に関する状況の情報公表が義務づけられ た。法律の改正により令和4年4月1日から は常時雇用する労働者の数101人以上の事業 主に拡大。常時雇用する労働者の数が100人 以下の事業主は、努力義務とされている。

### 【エンパワー/エンパワーメント】

自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる 分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に 力を持った存在となり、力を発揮し、行動し ていくこと。

### 【か行】

### 【家族経営協定】

農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人一人の役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるルール。

### 【キャリア教育】

児童生徒一人一人の望ましい勤労観や職業 観を育て、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、夢 や希望を持って生き方や将来を設計し、適切 に進路を選択できる能力や態度を育成する教 育。

### 【固定的な性別役割分担意識】

男女を問わず個人の能力等によって役割の 分担を決めることが適当であるにもかかわら ず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要 な業務・女性は補助的業務」等のように、男 性、女性という性別を理由として、役割を固 定的に分ける考え方のこと。

### 【さ行】

### 【持続可能な開発のための2030アジェンダ (持続可能な開発目標:SDGs)】

平成27 (2015) 年9月に国連で採択された、平成28 (2016) 年から令和12 (2030) 年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられている。

### 【周産期医療】

周産期とは、妊娠満22週から生後1週未満までの期間をいう。この期間は、母子ともに異常を生じやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に周産

期医療と表現されている。

### 【情報通信技術(ICT)】

ICTは、Information and Communication Technologyの略。従来から使われていたIT (Information Technology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される。

### 【女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律(女性活躍推進法)】

平成27年に10年間の時限立法として成立した。豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要であるとして、女性の職業生活における活躍を推進することを規定する。なお、同法第6条において、市は女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものと規定されている。また、常時雇用する労働者数300人を超える事業主は一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届け出することとなっている。法律の一部改正により、令和4年4月1日以降は、従業員101人以上に拡大。

### 【ストーカー行為】

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する 怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して繰り返し行われる「つきまとい等」の行為のこと。

### 【性的指向・性自認(性同一性)】

性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認(Gender Identity)

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているのかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。

### 【性的少数者】

からだの性とこころの性が一致しない状態の人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人(同性愛、両性愛)、こころの性が分からない人などのこと。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(からだの性とこころの性が一致していない人)の言葉の頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者を表す言葉の一つとして使われることがある。

### 【セクシュアル・ハラスメント】

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

### 【積極的改善措置

### (ポジティブ・アクション) 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

### 【ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)】

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ∳ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

### 【た行】

### 【第6次高松市総合計画】

平成28年度から令和5年度までの8年間を対象とし、長期的な展望の下、新たな目標と発展の方向性を定め、新しいまちづくり及び市政の運営の基本方針として策定。

「基本構想」と「まちづくり戦略計画」で 構成されており、本市のめざすべき都市像を、 『活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・ 高松』としている。

### 【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文 化的な違いを認め合い、対等な関係を築こう としながら、地域社会の構成員として共に生 きていくこと。

### 【男女共同参画社会】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)。

### 【男女共同参画社会基本法】

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念 を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の 責務を明らかにするとともに、男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策の基本となる 事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として公布、施行された。

### 【DV(ドメスティック・バイオレンス)】

明確な定義はないが、一般的には「配偶者 や恋人など親密な関係にある、又はあった者 から振るわれる暴力」という意味で使用され ることが多い。

身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的 暴力、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、 社会的暴力(交友の制限など)も含まれる。

### 【テレワーク】

ICT (情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、Tel (離れて)とWork (仕事)を組み合わせた造語。通常勤務しているオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をすること。テレワークには、自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務などがある。

### 【は行】

- \* - - 學 - - \* - - 學

### 【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律(配偶者暴力防止法)】

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を 目的とし、平成13年に公布、施行され、平成 14年4月1日から全面施行された。

平成16年の改正では保護命令の拡充が盛り 込まれ、平成19年の改正では、保護命令がさらに拡充され、市町村における基本計画の策定、支援センター業務の実施が努力義務とされた。平成25年の改正では、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても、この法律を準用 することとなった。また、令和元年の改正では、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化され、また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になった。

### 【バリアフリー】

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく 上で障壁 (バリア) となるものを除去 (フリー) すること。物理的、社会的、制度的、 心理的な障壁、情報面での障壁などすべての 障壁を除去するという考え方のこと。

### 【病院群輪番制】

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方 式により休日・夜間等における重症救急患者 の入院治療を実施する体制。

### 【母性健康管理指導事項連絡カード】

主治医等が行った指導事項の内容を妊産婦である女性労働者から事業主へ適確に伝えるためのカード。事業主は、カードの記載内容に応じ、男女雇用機会均等法第13条に基づく適切な措置を講じる義務がある。

### 【ま行】

#### 【見える化】

関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のこと。

### 【無意識の思い込み

(アンコンシャス・ バイアス)】

誰もが潜在的に持っている思い込みのこ

と。育つ環境、所属する集団の中で無意識の うちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観 念となっていく。

### 【メディア・リテラシー】

♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ♣ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ - - ☆ -

メディア社会における生きる力として、メディアを主体的に読み解く能力(情報を伝達するメディアそれぞれの特質を理解し、そこから発信される情報について批判的に分析、評価、吟味し、能動的に選択する能力)、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3要素が有機的に結合したもの。

### 【や行】、【わ行】

### 【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

### 【ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)】

誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいう。



# 第5次たかまつ男女共同参画プラン

発行年月/令和4年3月

発 行/高松市市民政策局 男女共同参画・協働推進課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL: 087-839-2275 FAX: 087-839-2125



